

一般財団法人広島県教育職員互助組合出納職員に関する規程

(昭和47年7月1日制定)

一般財団法人広島県教育職員互助組合の取引の命令に関する事務をつかさどらせるために出納役を、出納役の命ずるところにより取引の遂行、資産の保管及びその他の証ひょう書類の保存に関する事務をつかさどらせるために出納主任を置くものとする。

この場合、出納役は常務理事を、出納主任は事務局次長の職にあるものをもってあてる。

附 則

この規程は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人への移行認可を受け、移行の登記をした日から施行する。